

## 提出意見とこれに対する県の考え方

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>記載のある県の関係計画・諸施策も確認すべきであり、又県の他意見募集との期間重複もあり、1ヶ月の期間設定は短いと感じます。</p> <p>資料再提示の上での期間の延長又は意見募集再実施を求めます。</p>	<p>本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント実施要綱」に基づき実施しました。</p> <p>いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（10月24日の中国新聞及び山口新聞に掲載）により広報に努めました。</p> <p>いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>当件の内容は地域性の高いものとなっていると考えます。</p> <p>県民からの意見募集の他に、「振興山村地域」、当該地域を含む市町・当該地域と隣接する市町の住民・関係者からの意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。</p>	<p>今後とも、パブリック・コメントや関係市町等との会議、説明会等により、広く住民の皆様等の御意見を伺うよう努めてまいります。</p>
4	<p>当案は「基本方針(案)」であり、『基本的事項』の列記に止まる、と理解致します。具体的事項や数値目標の決定の際には、再度意見募集・住民関係者からの聞き取り等の実施を宜しく御願ひ致します。</p>	
5	<p>「基本方針」を決定して以降のスケジュール、「具体的案件の検討決定時期とその方法」「基本方針記載内容推進状況の評価時期と其の方法」「基本方針の見直し等の実施時期と其の方法」等についての記載が見当たらず、「基本方針は決めたが何も進まず、進まない事の責任を取る人・部署も無い」等と言う事に成りかねない気が致します。</p> <p>この点どうお考えなのか明示願います。又可能な範囲で基本方針に追記願います。</p>	<p>県の基本方針策定後、この方針に基づき関係市が山村振興計画を作成し、この中に必要となる具体的施策を記載します。施策の進捗状況を毎年度把握し、国の制度や社会情勢に大きな変更があった場合には、必要に応じて基本方針を見直します。</p>

6	<p>全く同時期に『「山口県過疎地域自立促進方針」(案)に対するパブリック・コメント』も実施されておりました。どちらも意見提出先は「山口県総合企画部中山間地域づくり推進課地域づくり班」ですし、対象地域(「振興山村」と「過疎地域指定市町」)を比較しても振興山村のごく一部が過疎地域指定市町に入っていないだけ、と思われます。</p> <p>IVに「計画との整合性」「諸施策との連携」等の記載ありましたが、管轄部署が同一で対象地域がほぼ一緒であるなら、『山口県過疎地域自立促進方針』に「山口県山村振興基本方針」を内包させた方が対応が取り易いと感じるのですが如何なものでしょうか。2つの「基本方針」を設定した理由を明示し、又可能な範囲で基本方針に追記願います。</p>	<p>本方針は山村振興法に基づき、振興山村の振興に関する基本方針として県が定めるものです。</p> <p>策定に当たっては、過疎地域自立促進特別措置法に基づく「山口県過疎地域自立促進方針」をはじめとする、関連方針や計画等の整合性を図っています。</p>
7	<p>県と振興山村の状況を比較する為の資料が表で示されておりましたが、可能であれば見て分かりやすいグラフでの対比提示を宜しく御願致します。</p>	<p>御意見を踏まえ、図を追加しました。</p>
8	<p>数値資料については備考に出典が記載されておりましたが、一般に馴染の薄いものについては作成団体組織も明記した方が良いと思います。</p> <p>(「世界農林業センサス」「山村カード調査」はどこが調査作成した資料かなかなか分からないと思います。)</p>	<p>御意見を踏まえ、数値資料の出典を記載しました。</p>
9	<p>可能であれば年次把握が誰でもし易いように年代は元号西暦併記頂けましたら幸いです。</p>	<p>御意見を踏まえ、昭和には元号と西暦を併記し、分かりやすい表記に努めました。</p>